

## **白髪岳自然環境保全地域**

### **○自然環境保全地域の指定（昭和55年3月21日 環境庁告示第19号）**

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき、次の区域を白髪岳自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域図は、環境庁、熊本県庁及び上村役場に備えつけて供覧する。

#### 1 区域の所在地

熊本県球磨郡上村

#### 2 区域

熊本県球磨郡上村内国有林宮崎南部地域施業計画区小林事業区14林班及び15林班の各一部並びに同地域施業計画区えびの事業区49林班及び50林班の各一部

#### 3 区域図（省略）

### **○保全計画の決定（昭和55年3月21日 環境庁告示第20号）**

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、白髪岳自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

#### 1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域の森林は、白髪岳周辺では、高木層にブナが優占し、クマシデ、コハウチワカエデ等の夏緑広葉樹が生育し、山頂では、ノリツギ、スズタケ等の低木林が発達している。

また、猪ノ子伏周辺では、高木層にモミが優占する中で、ブナ、イヌシデ等の夏緑広葉樹が生育し、亜高木層にヒメシャラ、シラキ等が、低木層にハイノキ、シキミ等が生育している。

本地域の森林のうち大半を占めるブナ林は、わが国におけるブナ林の南限に近い貴重な存在である。

このように本地域は、九州地方でも数少ない自然性の高い優れた植生を有し、人為の影響も少ないので、これを保全するため全域を特別地区として適正な保全を図る。

#### 2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

白髪岳自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

##### (1) 区域

熊本県球磨郡上村内国有林宮崎南部地域施業計画区小林事業区14林班及び15林班の各一部並びに同地域施業計画区えびの事業区49林班及び50林班の各一

部

(2) 面積

150ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地150ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

(1) 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

(2) 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であつて、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

(2) 位置

熊本県球磨郡上村

○特別地区の指定(昭和55年3月21日 環境庁告示第21号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、白髪岳自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この特別地区の区域図は、環境庁、熊本県庁及び上村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

白髪岳特別地区

2 区域

白髪岳自然環境保全地域の全域

### 3 区域図（省略）

#### ○木竹の伐採の方法及びその限度の指定（昭和55年3月21日 環境庁告示第22号）

白髪岳自然環境保全地域白髪岳特別地区に係る自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第3項に規定する木竹の伐採（同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を次のように指定する。

##### 1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の4に規定する択伐率による択伐（均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること）を行うことができる。

##### 2 適用区域

白髪岳特別地区の全域